

災害時等における物資調達に関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と東北カートン株式会社（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新庄市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急調達を要請することができるものとする。

（救助物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。

- （1） 段ボール製品（段ボールベッド、段ボールシート、段ボールケース、避難所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品）
- （2） その他乙の取扱商品

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り優先して、甲の要請事項を実施するものとする。

（要請手続）

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬・引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 物資の調達及び運搬に係る経費は、甲が負担する。

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、災害発生時の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲及び乙の一方又は双方から解除の申し出のない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 6月21日

甲 山形県新庄市沖の町10-37

新庄市 市長

山尾順紀



乙 山形県山形市高木20番地
東北カートン株式会社

取締役社長

岩本英昭

